

年度（一九八九）の第五次調査では国府の東脇殿の可能性を示す柱穴群が出土するなどこの地が注目を集めてきた。（第11図参照）

五 仲津郡と京都郡

△主な出土遺物△

- ・官衙を推定させるもの 瓦類・青磁・白磁・硯・碁石・石帶・綠釉陶器・褐釉陶器・墨書土器・木筒・銅鏡など
- ・官衙を推定させる建物 （推定）東脇殿柱穴群・築地塙跡・掘立柱倉庫群・掘立柱住居跡（廂）
- ・工房を推定させるもの 鞍羽口
- ・生活用具その他 須恵器・土師器・瓦器・黒色土器・箸・下駄・曲物・石鍋・十錘・鉄斧・呪符など

（第12図の1・2参照）

豊前国府の確定

豊前国府推定地の調査のまとめとして調査者は次のように報告している。

- ① 八世紀を上限として、瓦葺きからなる政庁が建設されていたことが推測される。
- ② 九世紀から十世紀前半の政庁
九世紀後半ごろに行われた大規模な整地作業のあとに建設されている。
- ③ 十一世紀から十二世紀にかけての政庁
推定域内のやや北に移動したと推定される。
- ④ 木簡が出土しているので、この時期まで政庁は続いていた。ただし、
③・④は重なるかもしれない。

（豊津町教育委員会「豊前国府」一九九二より）

豊前八郡

大化の改新後に国・郡・里という地方行政組織がつくりあげられていくなかで、先述のように六九五年には

豊前国が誕生したと考えられている。豊前国内では國の下に八郡（企救・田河・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐）が置かれたが、大宝二年

（七〇二）までは郡は評と呼ばれていた。郡は大化の改新時（正確には評）は大・中・小の三等級に分けられていたが、大宝令の施行時には大・上・中・下・小の五等級になっている。等級の基準は里数の大小によつた。

これによると京都郡は下郡、仲津郡は中郡になる。郡の下は里とし、五〇戸をもつて一里とした。しかし、靈龜元年（七一五）に里を郷とし、その下に二・三の里を置いた。さらに天平十一年（七三九）には里を廢止したために國—郡—郷という仕組みになつたが、『和名抄』に記されている郷名は四〇〇〇に上っている。そのうち豊前八郡内には四三郷名が挙げられ、京都郡は四郷、仲津郡は八郷となつていて。（第6表参照）

京都・仲津の郡衙

豊前国府が豊前国の政治全般を司るとすれば、それぞの郡には郡の行政を行う役所（郡衙）

が置かれた。

郡衙では郡司がそれぞれの郡の行政を執り行つたが、仕事の内容は租・庸・調などの徵税、税の運搬、勧農、検察、郡内の巡行のほか儀礼的な行事の執行、公的な使臣の接待などであった。郡司の任用については大宝令・養老令においても「性識清廉、堪時務者」が条件であった

が、しかし大化前からの国造の系譜をひく郡内の有力層ということも考慮されている。また郡司など郡役人の定数は郡の規模で異なるが、下級職員やいろいろな雜役夫を入れると二〇人前後になつたと考えられる。

現在までのところでは京都郡・仲津郡の郡衙はともに発見されていないが、日野尚氏はそれぞれの郡衙について、次のような説を出されている。

まず京都郡衙については、郡家についての史料は存在しないが岡崎（刈田町）の小字に「上地正院」「下地正院」が小波瀬川右岸の低い台地上にあり、京都郡家に結びつく可能性が強いとしている。さらにここが奈良時代に瀬戸内に面する重要港であつた草野津に近いことから有力視されるとも述べている。

次に仲津郡家について、条里の境界線に位置する豊日別神社（別名を草場神社）に注目し、『太宰管内志』に「：仲津郡草場村、古は中臣村と云りし由、古き「村名帳」などに見えたりと云り」という内容から、かつてここが中臣郷域であった可能性が強いとして、豊日別神社は豊國直が祭祀した神社で豊国造の本貫地を示していると考えて、郡家をこの草場に比定している。

しかし今のところ、岡崎地区からも草場地区からも郡衙に関係するような遺物や遺構はまだ発見されていない。

最近では各地で郡衙の調査もすみ始めて、その構造も解明されつつあるが、建物としては郡庁（構成は国府に似る）、正倉の倉庫群、館、厨屋のほか、まわりを開む築地・掘立柱塀などが考えられている。郡家は郡司らにとつて都合のよい場所に設けられたとされているし、郡司が在

第6表 豊前国の郡と郷

郡名	郷名	現在の行政区
企救	長野、蒲生	北九州市小倉南区
田河	香春・雉怡・位登・城田	田川郡・田川市
京都	諫山・本山・刈田・高来	京都郡・行橋市
仲津	皆見・葵見・城井・狭度・高屋・中臣・仲津・高家	
築城	綾幡・桑田・鶴木・大野	築上郡・豊前市
上毛	山田・炊江・多布・上身	
下毛	山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠	下毛郡・中津市
宇佐	野麻・酒井・葛原・封戸・向野・広山・垣田・高家・深見・辛島	宇佐郡・宇佐市

地の譜第の有力首長層から選ばれたとすれば、京都・仲津郡内で古墳時代終末期の大型古墳群や古代寺院（廃寺）の所在地とその周辺が郡司の出身地・郡衙所在地の有力候補地として浮かびあがる。

六 國々を結ぶ交通路

七道の幹線 中央・地方の政治組織の整備に伴つて、中央と地方とを結びつける交通路と交通の制度も次第に整備されて

いた。大化の改新の詔のその二に曰くの条に「：駅馬・伝馬を置く：」とあるが、しかしその制度が整備・完成されたのは「大宝令」の制定のころから八世紀の終わりごろであろうといわれている。交通路（駅路）は、都中心に七道（山陽・東海・東山・南海・西海・山陰・北陸）の幹線で諸国の国府と結び、さらに支路が設けられた。

七道はその重要度と官使往来の頻度等から大路・中路・小路に分けられたが、それは次のようになっている。

大路：山陽道とそれに続く大宰府まで

中路：山陽道・東山道

小路：南海道・西海道・山陰道・北陸道

各道には原則的に三〇里（約二六キロ）ごとに駅家が置かれ、駅馬が配備された。しかし土地の状況によって駅家間の距離は増減された。また支路にも駅家・駅馬が置かれた。

駅馬・伝馬 駅の運営は駅長によつて行われたが、駅路の規模により駅馬の数が決められた。駅の運営費用は駅の近くに設けられた駅田からの収穫（駅稻）が充てられた。伝馬は郡ごとに五疋

が置かれ、伝馬長が運営に当たつた。そして駅馬・伝馬ともに定められた公使や官吏により主として中央政府からの伝達・通信・連絡に、地方からは報告・連絡のために利用された。

西海道と豊前国

西海道では駅路は大宰府中心に設けられた（第13図参照）。『延喜式』（兵部省）には全国の所在駅名と駅・伝馬疋数が記されているが、それによると西海道では九国と壹岐島に九七駅・駅馬六〇五疋、伝馬一六五疋が置かれている。そのうちで豊前国では次にあげる駅家・駅馬が置かれていた。

第7表 豊前国の駅と駅馬数

國名	駅 數	駅 馬 數	駅・駅 馬 數
豊前國	九	六十五	社埼・到津 各十五疋
			田河・多米・刈田・築城・下毛
			宇佐・安覆 各五疋

豊前国府と駅路の関係では、西海道の東路が到津駅（北九州市小倉北区）で分岐して刈田駅（刈田町）から京都岬を通つて多米駅に至り、そこでは大宰府から東へ伏見駅（穂波郡）—綱別駅（嘉麻郡）—田河駅へと延びてきた支路と交わつて東へ向かい豊前国府の南邊に達する。

現在まで豊国内の駅家跡は発見されていないが、特に身近な多米駅の所在地も特定されていない。駅路は航空写真や地図上で平野部の畦畔にその痕跡を確認できるが、山地・河川・湖沼などで方向が変わるほかはほぼ一直線に走っている。駅路の往来は官人・官使の駅馬によるものほか、農民の租・調の大宰府への運搬路などとしても利用された。その往路は荷物があるので二日、復路は一日とされた。